

鳥獣被害防止特措法に係る技能講習の免除について

技能講習が免除されるのは、次の①または②の方です。

① 鳥獣被害対策実施隊員

- 1年以内に実施隊員としての駆除に、1回以上参加した者
(市町村が証明書を発行)
- 実施隊員の指名書又は任命書の提示
(所持許可(更新)申請時に有効なものに限る)
- 3年以内に銃刀法上の指示処分を受けていない者
→ 警察署に備え付けてある誓約書を記載し、提出

② 被害防止計画に基づき駆除に従事する者 (市町村の許可により有害鳥獣駆除を行っている者)

- 1年以内に有害鳥獣駆除に、1回以上参加した者
(市町村が証明書を発行)
- 鳥獣捕獲許可証又は従事者証の提示
(所持許可(更新)申請時に有効なものに限る)
- 3年以内に銃刀法上の指示処分を受けていない者
→ 警察署に備え付けてある誓約書を記載し、提出

※ ②については、令和9年4月15日まで技能講習免除



技能講習に関するご相談、お問い合わせは、
所轄警察署または県警本部生活安全企画課
まで